

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成29年2月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 36 号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市地域水道条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第88号）
の施行期日は、平成29年2月28日とする。

（上下水道局技術監理室地域事業課）